

「AML/CFTオフィサー（第2線）」「AML/CFTオーディター（第3線）」
検定試験合格者向けの継続的な専門教育（CPE：Continuing Professional Education）

AML/CFT 専門家プログラムのご案内

金融庁のマネロンガイドラインにおいて、マネロン・テロ資金供与対策に関する適切かつ継続的な研修等により金融機関等の職員等の専門性・適合性等を維持・向上させることが求められてきたことから、当会では「AML/CFT オフィサー」（第2線）、「AML/CFT オーディター」（第3線）の検定試験合格者を対象とした「継続的な専門教育（CPE：Continuing Professional Education）」を柱とする資格認定制度（AML/CFT 専門家プログラム）を実施しております。

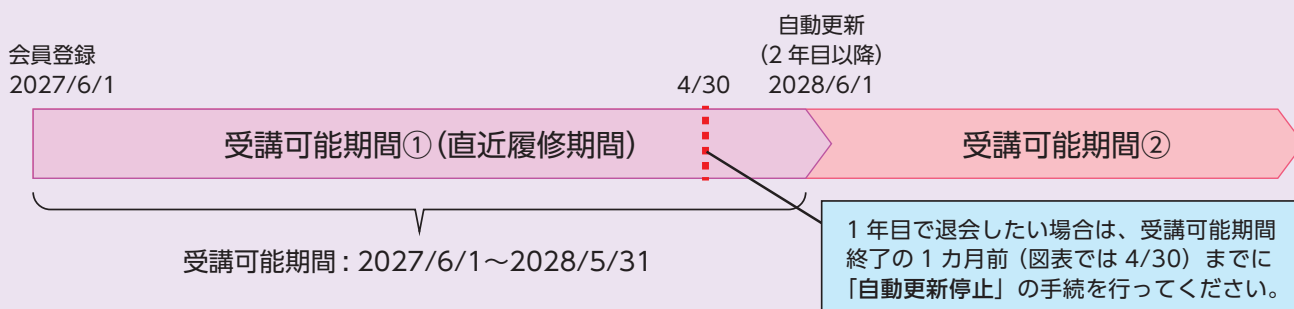
本プログラムは、会員の皆さまが、継続的な研修ならびに自己研鑽に取り組まれていることの証跡の1つとしての資格を認定するものです。

本プログラムへのご登録および本プログラムのご継続により、「AML/CFT オフィサー（アンチマネロン・オフィサー）®」または「AML/CFT オーディター（アンチマネロン・オーディター）®」として認定いたします。

資格認定要件（更新要件）

会員登録1年目	CPEへの会員登録をもって、受講可能期間中は資格を認定 〈登録時に認定証がダウンロードできるようになります〉
会員登録2年目以降 （「再登録」時含む）	直近履修期間（2年目の場合は1年目を指します）において下記要件を満たすことで資格を認定 (1) 直近履修期間における全4回分の CPE Lesson（動画視聴＋確認テスト 80点以上取得）必須受講 (2) 直近履修期間において 20 ポイント以上を取得 〈資格認定要件を満たし、かつ受講可能期間が終了した翌日に当該年分の認定証がダウンロードできるようになります〉
自動更新停止をした場合 （退会時）	受講可能期間の途中で自動更新停止の手続をされた場合、当該受講可能期間中は資格の認定が継続しますが、受講可能期間が経過した時点で資格の認定も終了します。

＜資格認定と期間の考え方＞ ※6月受講開始の例（9月、12月、3月に受講を開始することもできます）



プログラム概要

対象者 (会員登録要件)	「AML/CFT オフィサー」または「AML/CFT オーディター」 検定試験の合格者
内容	6月、9月、12月、3月の年4回配信される CPE Lesson の受講を中心とした AML/CFT に関する最新情報の習得、CPE Home Work を活用した会員間での情報共有機能などにご利用いただけます（オフィサー・オーディターで内容は同一です）。
年間受講料 (税込)	22,440 円 / 1 人 (※ 1)
受講可能期間・更新	・受講可能期間は、6月、9月、12月、3月のいずれかの月初を起算日として1年間。 ・翌年以降は「自動更新」となります。
申込み (会員登録)	KINZAI Web アカデミーのマイページより団体申込または個人申込を行ってください（申込方法の詳細は、別途申込マニュアルをご覧ください。）。（※ 2）
受講管理	・配信開始メール：CPE Lesson・CPE Home Work の配信開始日（6/1、9/1、12/1、3/1）の12：00（正午）に配信 ・受講リマインドメール：CPE Lesson・CPE Home Work の受講終了半月前（5月、8月、11月、2月の中旬頃）に配信 ・更新のご案内メール：自動更新停止期限の半月前に配信
自動更新停止 (退会)	受講可能期間終了の1カ月前までにマイページより「自動更新停止」を行ってください。なお、受講可能期間中に自動更新停止を行った場合でも、途中での退会とはならず、受講終了日まではプログラムを受講・閲覧することができます。

※ 1 「AML/CFT オフィサー」「AML/CFT オーディター」の両検定試験に合格されている方についても、年間受講料は上記1人分の金額となります。

※ 2 申請書（紙面）でのお申込みは終了いたしました。

申込期間および受講期間について

登録・受講開始月	申込期間	受講可能期間（1年間）	自動更新停止期限
6月	毎年 5/1 ^(※) ～7月末	6/1～翌年5月末日	翌年4月末日
9月	毎年 8/1～10月末	9/1～翌年8月末日	翌年7月末日
12月	毎年 11/1～1月末	12/1～翌年11月末日	翌年10月末日
3月	毎年 2/1～4月末	3/1～翌年2月末日	翌年1月末日

※ 2027年度6月期の申込開始は、5/17（月）の予定です。

《注意事項》

- ・受講開始日（6/1、9/1、12/1、3/1）を過ぎてからのお申込みも可能ですが、受講可能期間の延長や受講料の割引等はいたしません。
- ・申込期間外の登録月から受講を始めることはできません（例：7/10に9月からの受講を申し込むことはできません）。
- ・申込後のキャンセルはできませんので、内容をよくご確認のうえお申込みください。
- ・自動更新停止期限までに「自動更新停止」の手続きをされなかった場合、翌年も本プログラムをご継続するものとみなされます。

コンテンツとポイント取得について

CPE では、マイページ内でのコンテンツ受講、関連セミナーや研修への参加等、日々の継続的な活動が CPE ポイントとして加算されます。取得ポイント数等は、マイページでご確認いただけます。

■ 3 か月ごとに配信されるコンテンツの受講によるポイント取得

1	【必須】 CPE Lesson（60 分程度の講義動画視聴・確認テスト 80 点以上取得）	1 回 3 ポイント
2	CPE Home Work への回答	1 回 2 ポイント

■ 申請によるポイント取得

3	AML/CFT 関連の第 2 線・第 3 線向け所属法人内研修参加	1 回 1 ポイント
4	AML/CFT 関連の第 2 線・第 3 線向け公開セミナー等への参加 (参加費用はご自身でのご負担となります)	1 回 1 ポイント
5	JCAC 認定セミナー（「The Assembly 日本」(ACAMS 主催)、「AML コンファレンス」 (株式会社グッドウェイ主催)) への参加（参加費用はご自身でのご負担となります）	1 回 2 ポイント
6	JCAC 主催イベントへの参加（参加費用はご自身でのご負担となります）	1 回 3 ポイント
7	AML/CFT 関連の公開セミナー、所属法人内研修等の講師担当	1 回 3 ポイント

※取得したポイントを翌受講期間へ引き継ぐことはできません。

※コンテンツの内容、ポイント数等は変更となることがあります。

※参加セミナー、講師をされたセミナーの内容等を確認させていただくことがあります。

CPE Lesson の内容について

CPE Lesson では、AML/CFT に関する最新情報を、講義動画を通じてお届けする予定です。AML/CFT 分野の情報は日々更新されているため、実際の CPE Lesson の内容については、講義動画の配信をお待ちください。

■ 2027 年度以降の配信予定 ※当局資料の公表時期等により、内容や配信時期が変更となる可能性があります。

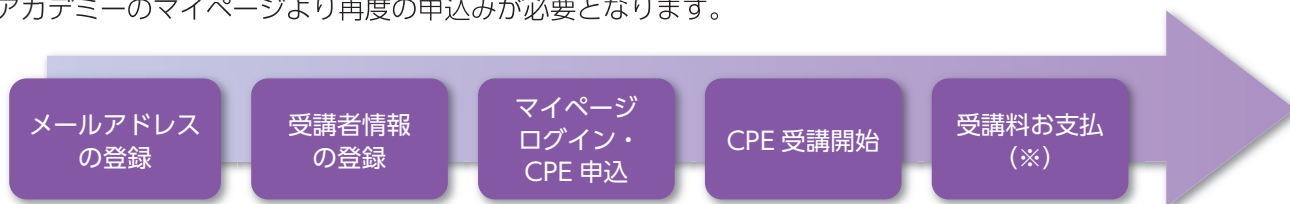
6～8月	最新情報（法令、規制、犯罪手口の動向等）
9～11月	最新情報（法令、規制、犯罪手口の動向等）
12～2月	「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題」の解説
3～5月	犯罪収益移転危険度調査書の解説

(2025 年度の例)

4～6月	・金融庁「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理（案）」の解説 ・CPE Home Work（2024 年 10～12 月）フィードバック
7～9月	・金融庁「マネロン等対策の有効性検証に関する事例集」の解説 ・CPE Home Work（2025 年 1～3 月）フィードバック
10～12月	・マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題の解説 ・CPE Home Work（2025 年 4～6 月）フィードバック
1～3月	・令和 7 年犯罪収益移転危険度調査書の解説 ・CPE Home Work（2025 年 7～9 月）フィードバック

申込方法

本プログラムへの申込みは、KINZAI Webアカデミーのマイページ（https://ijuken.com/kinzai_tr/user/kinzai/public/）より受講者様ご自身で行っていただきます。2027年3月31日まで MoodleのCPE専用サイト（<https://kinzai-academy.com/login/index.php>）をご利用されていた受講者様についても、KINZAI Webアカデミーのマイページより再度の申込みが必要となります。



※団体申込の場合は、団体とりまとめご担当者様宛てに請求書を送付いたしますので、受講者様には受講料のお支払手続きは発生いたしません。

※団体申込・個人申込のいずれも請求書払い（団体申込の場合は「団体一括支払」といいます）のみとなります。

※利用開始日（＝申込日）が前月26日～当月25日分のCPE受講料に係る請求書を当月末頃に郵送します。お支払期限は翌月末日です。

団体とりまとめご担当者様用
管理画面はこちら▶



受講者様用
マイページはこちら▶



【団体とりまとめご担当者様】(団体申込のみ)

- ①当会の金融業務能力検定／サステナビリティ検定、KINZAI Webアカデミーにおいて団体管理画面を利用されたことがない場合は、団体情報・担当者情報を登録する必要があります。登録完了後、当会にて登録内容の審査を行い（3営業日程度）、審査が完了すると「団体情報登録完了メール」が送付されます。「団体情報登録完了メール」受信後、団体管理画面へログインできるようになります。上記を利用されたことがある場合は、新たにご登録の必要はございません。
- ②CPE専用のとりまとめ条件を登録します。とりまとめ条件として、職員番号入力有無、所属部店の選択有無、領収書区分等が設定できます。ここで、受講者様が団体申込をするときに必要となる「とりまとめID」と「申込用パスワード」を設定します。
- ③CPE受講対象の方へ受講申込の案内をします。その際、設定した「とりまとめID」「申込用パスワード」を通知してください。
- ④後日送付される請求書に基づいてCPE受講料をお支払ください。



【受講者様】(団体申込・個人申込共通)

- ①過去に金融業務能力検定／サステナビリティ検定、KINZAI Webアカデミーを利用されたことがない受講者様は、マイページの作成を行います。
- ②「CPEへ」→「受講申込へ」→「個人申込へ」または「団体申込へ」と進みます。
- ③(団体申込の場合) 団体とりまとめご担当者様から通知された「とりまとめID」「申込用パスワード」を入力します。
- ④AML/CFTオフィサー合格番号を入力します。AML/CFTオーディターの合格者は、ここでAML/CFTオーディター合格番号を入力することができます（ここで入力した合格番号が認定証へ表示されます）。
- ⑤(個人申込の場合) 領収書区分を選択します。受講料の支払後に領収書の発行を希望する場合は「あり」、希望しない場合は「なし」を選択します。
- ⑥CPEの受講を開始します。
- ⑦(個人申込の場合) 後日送付される請求書に基づいてCPE受講料をお支払ください。



「AML/CFTオフィサー（アンチマネロン・オフィサー）」（登録第 6098718 号）、「AML/CFTオーディター（アンチマネロン・オーディター）」（登録第 6098719 号）、「JCAC（日本マネロン・テロ資金供与対策センター）」（登録第 6098721 号）は、一般社団法人金融財政事情研究会の登録商標です。

お問合せ先 **日本マネロン・テロ資金供与対策センター（JCAC）**

TEL：03-3358-1786 FAX：03-3358-1971